

京都市告示第 334号

京都コンサートホール条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都コンサートホールを臨時開館します。

平成16年10月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

臨時に開館する日

平成16年11月15日 9:00~22:00 演奏会場

9:00~23:00 駐車場

平成17年 1月 4日 9:00~17:00 演奏会場

9:00~23:00 駐車場

(文化市民局文化部文化課)